

## 議案第13号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償の額 3,692,040円

2 賠償相手方

千葉市中央区新町1000番地

NTT・TCLリース株式会社 千葉支店

支店長 渡辺聰史

3 事案の概要

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、標準化基準に適合した選挙システムを新たに導入することから、現行の選挙システム賃貸借契約（令和4年1月1日から令和8年12月31日までの契約）を契約期間満了前に解約するため、リース料の残額を一括で支払う必要が生じた。

令和7年12月2日提出

我孫子市長 星野順一郎

#### 提案理由

選挙システム賃貸借契約の契約期間満了前の解約について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事案に係る損害賠償の額を定めるため提案するものです。